

論 文

我が国における博物館の変遷と課題（その1）

清藤一順

千葉県立中央博物館

〒260-8682 千葉市中央区青葉町 955-2

はじめに

我が国の博物館数は、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設を合わせると5,360館を数えるが（「平成14年度社会教育調査中間報告」文部科学省生涯学習政策局調査企画課）、それらの専門分野、設置者、設置目的などは多種多様な形態で存在している。

また、「博物館に対する状況は、きわめて厳しい…」と言われてかなりの時間が費やされてきたように感じるし、また、状況は改善されるのではなく、むしろ深刻になりつつあるようにさえ思われる。

我が国の博物館に対する社会の認識として、「博物館は薄暗い収蔵庫・展示室の中に、資料や標本が保管されており、これらの展示物を静かに見学する場所」、「学芸員は博物館の奥深くに潜って研究している。」という「陰」が強調されたり、現代に対応していない人物に対して「博物館入りした方が…」と表現されるなど、博物館に関わる人間としては残念な認識が一般的である。

このことは、これまでの多くの博物館及び学芸員が意識していた、展示・資料・施設・運営などに対する過剰な責任感から生じる社会に対しての排他的姿勢、また、博物館利用者との関係を企画者とその受容者、専門家と非専門家という立場の対立的概念として認識していたことが、利用者と博物館・学芸員とを遊離させることとなったと考える。

この博物館と市民との大きな壁を隔てた距離

は、今日の博物館が置かれた困難な状況を、市民が自らに関わる問題としてとらえられず、また、博物館が市民からの支援を得られないという大きな要因ともなっている。

このような状況の中、現状における運営者である博物館関係者、利用者である一般市民の様々なところで、博物館のあり方に関する議論が行われようとしている。

このような時、博物館のあり方、市民とのかかわり方を考える上でも、我が国における博物館の変遷を再度整理し共通理解を図ることが必要である。

博物館に関しては多くの先学たちが述べてきたことであり、改めて述べる必要は無いかも知れないが、未だ博物館の問題が解決されていない状況を踏まえ、また、このような状況を招いた博物館に関係してきたひとりとして、今日の博物館に関する諸問題・課題を整理するはじめてとして、本稿ではその一部についてではあるが述べてみたいと思う。

第1章 博物館の変遷

1 古代～近代にいたる「博物館」

近代日本に至るまでの「博物館史」に関しては、多くの先学が述べているため、ここでは『国立科学博物館百年史』国立科学博物館 昭和52年（1977）に記載されている内容を基に簡単に触れておく。

「博物館」の原型は紀元前400年～300年に

かけて見られ、プラトンによるムセイオン（紀元前 387 年）、アリストテレスによるムセイオン、そして、プトレマイオス I 世がエジプト王朝を創建（紀元前 305 年）し、アレキサンドリアに設立したムウサイなどに見られるとされる。

これらでは、庭園の中に、各地から奉納された品々が並べられ、また、學術結社が組織され、叙事詩、抒情詩、歴史、演劇などの様々な研究が行われ、次第に研究用の資料や文献を収集・保管するとともに、これらのための施設が整備されていた。

ローマ時代には、研究の場としてより貴族や富豪が収集した美術品、貴重な動植物のコレクションを来客者に誇示する場所として存在するように変化した。

また、中世になると教会が寄進された品々を、信者に対して公開するようになる。

さらに、14 世紀に始まった文芸復興運動は、古典の再認識が叫ばれる中で古い時代の資料収集・保存が行われ、これらに対する研究・保存の意識も深化されるようになる。

さらに、15 世紀には新大陸発見の流れにより世界各地の民族資料や標本が収集され、多くの収集家を誕生させることとなった。

このような経過を基盤に、1753 年にハンス・スローン卿の収集品を基に大英博物館が、1793 年にはルーブル博物館が、そして 1846 年には Smithsonian Institution が設立され、今日の博物館の収集・整理・保管・研究・教育活動という同様の機能を果たすようになったのである。

このように「博物館」は、権力者あるいは当時の社会的情勢の必要性に基づき、様々な設置者、使命・設置目的、収集・保管・展示物（資料・標本）、対象者・利用者などの内容により設置され、受け継がれてきたのであり、このことは、わが国の近代から現在にいたるまでの博物館に関しても同様である。

2 わが国における近代博物館誕生の前夜

ここでは、『国立科学博物館百年史』国立科

学博物館 昭和 52 年（1977）『椎名仙卓「日本博物館発達史」雄山閣 1988』を基に、幕末から明治初期における新しい欧米文化との触れ合いの中で、醸成されていった我が国の近代博物館創設の気運について、幾つかの事例を紹介する。

幕末における博物館調査

幕末には海外の特に先進国に対する頻繁な海外渡航が行われたが、日米通商条約批准書交換のための正使新見豊前守正興以下の万延元年（1860）の遣米使節は、外交本務に加え、アメリカの博物館の視察も行われた。

村垣淡路守範正の『遣米日記』には、「Patent office」を訪問し、独立戦争の図や 30 間もあるガラスケースの中にアメリカの蒸気機関が展示されていること、さらに我が国の農具なども見られたことが記されている。

また、佐野貞輔鼎の『訪米日記』には、Smithsonian Institution ではガラスケースやガラス瓶に入れられた鳥類、哺乳類、魚類などの剥製、液浸標本、そして、ペリーが来航した折に寄贈された我が国の衣類や刀剣などが陳列されていたことが記されている。

佐野より後にここを訪問した村垣も、世界各地の鳥獣・虫・魚類、液浸のヘビ・カエルなどの標本を見たこと、そして、ミイラが展示されていたことについては、人間の死体に対する扱いに憤ったこと、エレキテルの器械及びこれらを用いた放電実験についてを述べている。

さらに、名村元度の『亜行日記』には、「Patent office」に対して「博物館」という日本語を当てている。これがわが国における「博物館」の初見とされる。

今日の博物館の定義・分類

福沢諭吉は、万延元年（1860）の渡米に続き、文久 2 年（1862）の遣欧使節にも同行した。福沢はこの時のことを『西航記』にまとめているが、イギリスでの施設を「展観場」とし、また、ロシアの博物館に展示されていたシベリアのマ

ンモスを見て驚いたことが記されている。

福沢はまた『写本西洋事情』の中で、「…博物館は世界の物種、古物、珍物を集めて人に示し、見聞を開くために設くるものなり。…」と述べ、博物館を、鉱物の「ミネラロジカルミュージウム」、動物剥製・動物骨格標本・魚類や昆虫などの乾燥・液浸標本の「ゾーロジカルミュージウム」、ゾウ・ライオンなどや水槽にいれた魚類の「動物園」、世界の草木や植物化石の「植物園」、人体関係の乾燥・液浸標本の「メジカルミュージウム」とし、今日の博物館の種類と類似した分類を行っている。

なお、この考え方は『西洋事情』により、文久2年の竹内下野守保徳のフランス、イギリス、オランダ、プロシヤ、ロシア、ポルトガルへの使節団にも浸透していった。

3 近代日本における博物館建設の萌芽

わが国最初の博覧会開催・博物館設立の萌芽

江戸幕府は、嘉永6年（1853）のペリー来航や西欧諸国との関係から、軍事・外交における課題に対処するため安政3年（1856）に「蕃書調所」を設置し、当初洋書の翻訳、洋学教育、翻訳書の出版などを行っていたが、後に西洋の科学技術を吸収する必要から学科も増加したことにより、洋書の調査機関を意味する「蕃書調所」から文久2年（1862）に「洋書調所」と改称された。しかし、文久3年（1863）、洋書の翻訳研究だけでなく西欧の新しい技術、とりわけ洋式の軍事技術の導入の必要性により次第に陸軍所への傾倒が深まる中で「開成所」として改称された。幕府の教育機関としては昌平坂学問所をはるかに凌ぐ教育機関となり、明治維新後には新政府に移管され「開成学校」として再編され、行政機関としての機能も併せ持っていたが、一部は今日の東京大学法・理・文学部の母体となるのである。

田中芳男は、江戸幕府の産業の近代化、殖産興業についての技術的研究を行うため勝麟太郎の下「蕃書調所」の「物産方手伝」として物産

学の解説に当たっていた。田中はまた、慶応2年（1866年）のパリ万国博覧会へ出品するわが国の昆虫などの収集・標本の作製も行ったことからパリ万国博覧会へ出張し、博覧会を実際に見聞することができた。さらにその折、パリの博物館、動物園、植物園などを訪問しこれらに関する知見を深めている。

田中は、明治元年（1868）、徳川幕府から受け継がれた開成所の御用掛となったが、同年9月に開成所理化学工場は大阪に移転し「舎密局」へと改組されたことに伴い田中も赴任した。

明治2年（1869）3月、舎密とは、万物の離合変化に関して、オランダ語のセミーを音訳して当てた言葉であり、当時でもすでに化学と訳されていることから適当ではなく、また理学の部門も関係していることから、双方に矛盾のない「博物館」と称すべきであると上申した。

開成所は明治元年（1868）開成学校となり、同2年には大学南校と改組され、同3年この大学南校に「物産局」が設けられ、これに伴い田中芳男が御用掛に着任し、殖産興業のために各地の物産収集を行った。

明治4年（1871）、わが国で施設の正式名称として初めて「博物館」と称した「大学南校博物館」名で、5月5日から、大学南校物産局などに収集・保管された鉱物、植物、動物、測量器械、陶器、古物などの資料を集めたわが国最初の「博覧会」を「九段坂上三番薬園」で開催するという上申が行われ、太政官からも開催の認可を受けた。

しかしながら、この博覧会は計画どおりには実施されなかったが、「大学南校物産局」名で、5月14日から同20日まで、「物産会」という名称で、三番薬園隣接の「招魂社境内の兵部省所管の建物」で開催され、さらに、新政府になってから初の政府保管資料の公開ということもあり、終了後には皇居吹上御苑で天覧されている。

文化財保護と関係法制定・施設建設の気運

この博覧会の成功裡の開催と、以下に述べる

明治4年(1871)5月23日の「古器旧物保存」の公布への動きが、以降、博物館の設立に向けた気運の醸成に影響することとなる。

富国強兵・文明開化の達成、さらに殖産興業の急速的展開の必要性から、「集古館」建設と「古器旧物保存」の布告に向けた気運が大学南校内で湧き上がり準備されていた。

文明開化に傾倒するだけではなく、わが国の伝統的文化財の保護を求める思想の台頭から、これらを保存するための施設として博物館の必要性が構想されていたのである。

また、慶応4年(1868)3月13日～明治元年10月18日に出された一連の太政官布達、神祇官事務局達のいわゆる「神仏分離令」布告により廃仏毀釈が激化し、寺社の文化財が危機に瀕していた時、大学南校の町田久成、田中芳男らによる古文化財保護のための博物館創設構想の建言「集古館ヲ建設致候一大要件ハ・・・」が行われた。

明治4年(1871)4月25日太政官に提出された建言は、

- ① 明治維新以来宝器珍物等が毀滅に及び遺憾である。新奇発明のものだけを貴重に考える風潮が流れているが誤りである。西洋各国には、集古館があり、昔の制度文物を考証するのに役立っている。わが国も古文化財保存のための集古館を設置する必要があり、教育行政庁である大学という立場からも必要である。
- ② 内外情勢の厳しい時でもあり、集古館建設が困難な場合には、各府県に対し、代々伝えられている宝器から雑品に至るまで、昔のことを検証できる品物を保護する布告を出して欲しい。
- ③ 専門家を任命して、古器物を模写し記録として集成してほしい。

という主旨のものであった。

これにより、集古館の設置はならなかったが、明治4年(1871)5月23日、「古器旧物保存」の布告が発せられ、文化財保護及びその保管・

展示施設の必要性であるという考え方が、一定程度認識されたのである。

この布告により、全国の府県、社寺などに対して大蔵省の職員がそれぞれが収蔵している宝物などの調査に出張することが布告され、また、博覧会事務局による博物館建設をも意図した全国的な調査が行われた。

澳国博覧会の開催

一方でこの頃、明治6年(1873)にオーストリアのウィーンで開催される万国博覧会に参加する準備が行われていたことも博物館の将来について、様々な影響を与えることとなった。

この具体化に参画していた外務大輔・寺島宗則は、明治5年(1872)、町田久成と田中芳男を参加させるとともに、太政官正院には博覧会事務局が設置され、この博覧会に向けた出品物の調査などの準備が行われることとなった。

出品の目的に、「これまで器械などの発明は無かったが、生糸、蚕卵紙、茶、紙、陶器、漆器などの製造は優れており、今後東洋一の物産となって、各国が求めて国の榮譽となり収益を得ることができることから広く宣伝すること。」と述べられ、博覧会の参加による国力の増強に向けての外貨獲得を意図している。

また、先の「古器旧物保存」布告後約2か月後の7月18日には、これまでの教育行政担当の「大学」が廃止され、「文部省」が設置され町田が文部太丞となり、併せてその一部局として9月には「博物局」が新設され田中が博物局掛となり、大学南校物産局の業務、備品を引き継ぎ、湯島の大成殿を博物局の展観場とし、他に図書館、動物園、農業試験場の性格も併せ持つ植物園を包含するものであった。(「東京国立博物館百年史」東京国立博物館 昭和48年(1973))

4 東京国立博物館の歴史

博覧会の開催と東京国立博物館の誕生

以下(「東京国立博物館百年史」東京国立博物館 昭和48年(1973))に基づき、東京国立

博物館の変遷について概観する。

先にも触れたとおり、明治4年（1871）12月、かつて大学南校博物館名で計画され実現しなかった博覧会の開催が認可された。

この博覧会開催に関する文部省布達には、「博覧会ノ旨趣ハ天造人工ノ別ナク宇内ノ産物ヲ蒐集シテ其名称ヲ正シ其用ヲ弁シ人ノ知見ヲ広ムルニ在リ・中略・皇国従来博覧会ノ挙アラザルニ因リ珍品奇物ノ官庫ニ貯フル所亦若干許ニ過ギズ因テ古代ノ器物天造ノ奇品漢洋舶載新造創製等ヲ論セズ之ヲ蔵スル者ハ博物館ニ出シテ此ノ会ノ欠ヲ補ヒ・後略」とあり、自然・人工の資料を収集して正しく名称・用途を説明し人々の知見を広めるために開催するが、わが国では博覧会をこれまで開催したことが無いことから、国が保有する資料は少ないので、自然・人工・外国産・国内産・新旧の資料を問わないので、博物館に貸与し、不足を補って欲しいと記されている。

その結果多くの資料が収集されたが、出品物は笙、笛、琴、銅鐘、名古屋城金鯱などの御物、黒田長濬出品の志賀島金印など、文化財、美術品が中心であり他に若干鉱物などが展示されている。

この「博覧会」は湯島大成殿で開催され好評であったことから、明治5年（1872）3月10日から20日間である当初の予定を延期し4月30日までが延長され、この閉会後は、毎月1と6の日に展示場が公開されることとなり、継続開催する博物館としての足場が築かれ、今日の東京国立博物館の出発点となったのである。

なお、この布達には、資料を貸与した者には「預書」を発行し、「会期終了後に返却する」、「寄託する場合には『預り証書』を発行する」、「閉館時間は午前9時から午後4時まで」と記され、今日の博物館の事務手続きなどの点で類似している様子が伺え、入館券である「拝見切手」は、博物館及び書店で販売していることが案内されている。

博覧会事務局への統合

この大成功を収めた文部省博物館による博覧会が開催されたこの明治5年（1872）には、「博覧会」開催準備の段階から既に、町田久成と田中芳男は太政官正院に設置された博覧会事務局の任務を兼ねており、博覧会事務局による京都、奈良における宝物調査を行い、さらに古器旧物保存の太政官布告に基づく大蔵省と文部省による全国各地の古器旧物など宝物、文化財の調査などの共通した業務も行っていった。加えてこれらの担当者は、全国調査のこの機会に、将来に建設を想定していた博物館に収蔵する資料の収集としての役割をも意図していた。

これらの状況の中から、太政官正院の考えに基づき明治6年（1873）3月19日、文部省博物館、書籍館、博物局、小石川薬園は博覧会事務局に合併されることとなったが、このことは先に述べた業務の重複している状況から、業務の効率化を考慮すると、必然の帰結であったのだろう。

このことに対して、文部省は当初から反対の立場をとっており、以後、幾度にもわたる上申などが繰り返されることとなる。

明治6年（1873）5月8日、岩倉具視の欧米視察に同行し帰国したばかりの文部省田中不二麿は、実物標本をとおして教育する博物館施設の必要性を訴え、「文部省における博物館、書籍館を所管する主旨は、生徒を教育するためばかりか、一般国民の知識を深める上でも必要であり、博覧会のための施設とは、根本的に異なるものであるので、再検討して欲しい」と太政官正院に併合取り止めを上申した。これらの上申は、5月22日に太政官正院への再上申では、「収集した物品や書籍などはこのたび全て博覧会事務局に引き渡すが、合併の館の名称消滅は取り消して欲しい」との再上申が行われ、「生徒を教育するためばかりか、一般国民の知識を深める上でも必要」な博物館などの建設を訴えたが正院からは何の回答もなく、さらに田中は

7月15日には太政官大臣三条実美宛上申、11月10日の右大臣岩倉具視宛上申と行った。一方、6月5日及び同28日には博覧会事務局の町田久成が太政官に対して、上野公園内の寛永寺跡地に大博物館などを建設することを建議、さらに明治7年(1874)1月13日、太政大臣三条実美宛4回目の上申では「生徒の実地経験のため、博物館が無ければ授業に支障をきたす」と繰り返され、1月28日、太政官は併合取り止めを否定したが、2月14日、文部卿木戸孝允による太政官大臣三条実美への上申などにより、ついに明治8年(1875)2月9日、太政官達により「文部省博物館、博物局小石川薬園、書籍館の合併は取り止め」と発せられた。しかし、先の田中不二麿の上申にもあったとおり「…ただし、両館が収集した資料・書籍は博覧会事務局へ引き渡す」こととなり、名前だけの博物館とされたのである。

博覧会事務局と文部省博物館の分離

太政官正院に残った博覧会事務局は、明治8年(1875)3月30日付けで内務省に属することとなり、これに伴い博物館と改称され、今日の東京国立博物館へと受継がれるのである。

また、文部省に移った博物館は、第5節で述べるように、4月8日「東京博物館」と改称され、明治10年(1877)1月に現在の東京芸術大学の場所に一部竣工され、名称を「教育博物館」と改称し、現在の国立科学博物館となるのである。

なおこの折、町田は、博物館の今後について、「博物館は皇国の主館として動物・植物・鉱物、新古の書画及び舶載の諸品、その他新発明の物にいたるまで収集し…」として総合博物館としての役割を上申している。

この内務省への改組は、澳国博覧会の終了に当たり、組織は旧来の組織が継承され、博物科(動物掛・植物掛・鉱物掛)、考証科(考古掛・書籍掛)、工業科(器械掛・殖産掛)、庶務科が置かれ、博覧会の残務処理、殖産興業関係の物

品を始め古書や古器の収集などが行われることとなり、明治9年(1876)から一定期間継続して開館する「連続開館」が行われるようになった。

組織は、明治9年(1876)4月17日に博物局と改称、また、同年同月21日に科を掛に変更し、これまでの博物・考証・工業の各科を、天産・農業樹(山)林・工業機械・芸術・史伝・教育・法教・海陸軍の各掛に改組された。

この内務省所属は、明治14年(1881)4月7日の農商務省への移管までと続いた。

農商務省への移管

農商務省は、伊藤博文、大隈重信の建議により明治13年(1880)11月に新設されたが、この新設は西南の役後の財政悪化、インフレ対策としての財政改革に伴う行政改革によるものであり、大隈重信は当初博物局を宮内省へ移管することを考えていたが、殖産興業行政の一翼としての考え方から、本省への移管となり移管後の6月25日に改組が行われ、天産・農業・工芸・芸術・史伝・図書・兵器・教育・法教・海陸軍の各課となった。

明治15年(1882)3月20日、上野公園内に構想としては当初からあった付属動物園と共に新築された博物館が明治天皇の行幸を得て開館し、以降毎日の開館となった。

農商務省所属時の組織は、明治15年(1882)4月10日、これまでの天産・農業・工芸・芸術・史伝・図書・兵器・教育・庶務に加え新たに園芸課が新設されたが、明治18年(1885)12月28日にはこの10課から本務・会事・庶務の3課に統合され、専門的な9課は本務課として統合された。

正倉院の勅封宝物などに関する管理は、内務省、農商務省、宮内省の三省にまたがっており事務的な煩雑を生じていた。そのうち器物についての管理は内務省所属の時から継続していたが、明治17年(1884)5月6日、その煩雑性を整理し所管は宮内省となり、さらに同年5

月16日、法隆寺献納品も宮内省の所管となり博物館へ貸与するという形式をとることとなった。

宮内省への移管

明治18年（1885）12月、これまでの太政官制度が廃止され内閣制度が施行され、第1次伊藤博文内閣が発足した。

これに伴う機構改革により、翌19年（1886）3月24日、内閣外の宮内省への博物館移管が行われた。この移管の理由としては、このほかに皇室財産の確定ということも存在する。

すでに明治13年（1880）5月、参議大隈重信は実態として皇室財産が明確ではない状況を踏まえ「御領ヲ定ムルノ儀」の建議を行い、その中で「博物局を宮内省の所轄にする」ことを説いている。しかしこの建議は受け入れられずに明治14年（1881）に農商務省への移管が行われるのであるが、宮内省移管の選択肢は以後も存続していたのである。

明治21年（1888）1月18日、博物館は図書寮の所属となるが、この年9月、宮内省に設置された臨時全国宝物取調局により行われた古社寺の宝物調査は、博物館の仕事と表裏の関係であったことから、以後の博物館の充実に大きな影響を持つこととなる。また、明治36年（1903）に制定された「古社寺保存法」の基礎としてもなったのである。

帝国博物館の成立

明治22年（1889）5月、大日本帝国憲法が公布されてから3か月後、図書頭九鬼隆一などによる構想を基にこれまでの博物館を「帝国博物館」とし、西欧諸国の王立博物館をモデルに整備し、「総長」を置き、その下に「帝国京都博物館」「帝国奈良博物館」を設置し、古社寺は両館に宝物を寄託し、国は寄託された宝物の修理を行い社寺に交付金を支給することとされた。

このことにより、当初から明治政府の主に殖産興業政策を推進するものとしての役割を担い、

また、館長などが置かれていなかった博物館は、歴史美術を中心とした博物館への大きな変容を遂げ充実させて行くこととなる。

この帝国博物館の内容を知る上で、初代の総長となった九鬼隆一と宮内省との協議の中で示した「帝国博物館事務要領ノ大旨」によれば、各部の役割として「歴史部の事務は我が国の文化の進歩を代表して表し、各時代・社会の事象の詳細を明らかにし、文化の内容を総合的に明らかにし、我が国の文化に影響を与えた百済・高句麗・新羅・隋・唐・元・明などの関連資料は整理し、さらに他の諸外国に関しても考慮し、歴史に関する文献すべてを整理し公開する」「出版は、列品資料の解説はもちろん、各学問分野の論文などについて行うと共に、資料の模写・模造・写真についても行い、このことから生じる利益は少なくない」「美術部・工芸部においても、まず我が国の美術およびこれに関連する中国・朝鮮の美術の詳細を明らかにし、次に東洋の美術をそして順次西洋の美術品について行う」「今博物館に保管する西洋美術品には、重要ではないものが多いことから、これらを鑑定して必要なものは処分することとし、我が国美術品に関しても同様に扱う」、また資料の収集に当たっての基本的考え方及びその方法について「収集は歴史の推移に基き各時代の大家を代表する作品は網羅し、完全性を保ち、これらの収集方法は、寄贈・交換・附託（社寺などからの受託）・保管（社寺などが保存できない場合の受託）・購入・模写模造・保護預（私有資料を預かり保護・陳列する）・貸付（私有資料を随時借受け出品）とする」などと述べられている。

大日本帝国憲法が公布された翌年の明治23年（1890）5月16日、従来の図書寮博物館から当初の構想に基き、新たに「帝国博物館」「帝国京都博物館（明治30年（1897）5月開館）」「帝国奈良博物館（明治28年（1895）4月開館）」が設置された。帝国博物館には京都・奈良の両

館を統理する総長を、両館には館長を配する関係であった。また、官制には以下の事項を分掌している。

- ① 収蔵資料の整理保管
- ② 収蔵資料の目録作成
- ③ 収蔵資料の模写・模型・写真を作成し、陳列に備える。また、ほかの博物館や学校などとの交換を行う。
- ④ 社寺の宝物の保管・陳列
- ⑤ 受託した個人所蔵資料の保管・陳列
- ⑥ 宝物を所有する社寺や個人に対して、模写などの許可を受け実施
- ⑦ 臨時全国宝物取調局と連携して、社寺や個人の所有する宝物の調査研究
- ⑧ 収蔵資料の分類は、主として時代分類と意匠による分類で行う。
- ⑨ 標本を受領し分類すること
- ⑩ 地方博物館の監督
- ⑪ 宝物の保存・修復方法の検討
- ⑫ 国内に館員を派遣しての調査・研究
- ⑬ 帝室における学芸奨励・保護
- ⑭ 評議員・学芸委員・技手の研究成果の刊行
- ⑮ 美術学校などの生徒などに収蔵資料の模写・写真撮影を行わせる

概ね今日の博物館の基本業務が列記され、⑬の皇室との密接な関連を除いては、今日のさまざまな博物館もこれらの内の幾つかに関しては行われていることである。

帝室博物館の成立

帝国博物館として設置され、施設・収蔵資料を充実させて11年後、明治33年（1900）7月1日、帝室博物館と改称された。

この帝室博物館に至るまでの明治20年代は、明治10年代の西南戦争に代表される士族武装蜂起の鎮圧、多くの政治政党設立、内閣制度の施行、帝国大学施行令の発布などの国内秩序の形成を背景に、これらの一層の充実がなされたと共に、明治20年（1887）の伊藤博文首相主

催の鹿鳴館舞踏会に対する欧化主義批判、同27年（1894）に勃発した近代日本初めての外国との戦争である日清戦争など、国際的にも重大な出来事が頻発する時期であった。

帝室博物館の発足と共に、工芸部を廃止し、天産部も動物・植物・鉱物の各部門に整理され、農商務省へ工芸品、農産品、林産品、水産品など多数、他に工芸品を東京帝国大学工科大学、東京高等工業学校、京都帝室博物館、内務省、宮内省正倉院整理掛に移管し、歴史美術博物館としての性格が強化されることとなった。

帝国博物館総長から宮内大臣に提出された稟議書に記載されている改称の理由に、実態は国立とは異なる帝室の博物館であり、帝国大学、帝国図書館などの国立機関とは異なることは明確であるから、理解しやすい帝室博物館と改称すると上げられていることはこの博物館の役割を再確認する上で大きい。

この新官制では、帝国博物館⇒東京帝室博物館、帝国京都博物館⇒京都帝室博物館、帝国奈良博物館⇒奈良帝室博物館へと改称され、従来どおり総長は東京、館長は京都・奈良であるが、名称では東京にも「東京」が付されている。

また、この帝室博物館となって、収蔵する資料の充実は著しいものがある。この充実は国内にとどまらず、特に日露戦争（1904～1905）前後の時期に、欧米の博物館との資料の交換が行われ、さらに各国で開催される博覧会などの展覧会への出品が行われているが、これに併せて海外の博物館の調査・収集も行われた。

大正3年（1914）3月～7月まで、上野公園において東京大正大博覧会が開催され、東京帝室博物館もその会場の一部として使用された。

このとき、構内の一画に「教育学芸館」が建設されることとなったが、帝室博物館ではこの博覧会終了後に天産部の資料を展示する計画を持っていた。博覧会ではこの施設で帝国劇場の模型、写真機械、楽器、医療機会、成績など教育資料、X線の公開など通俗教育の施設として

利用され、一般観覧者に大きな影響を与えた。

大正3年6月(1917)東京高等師範学校付属東京教育博物館は文部省の所管となり東京教育博物館と称することとなっていたが、施設の拡大の必要性から教育学芸館の譲渡を求めてきた。これに対し帝室博物館側では文部省側に天産部の内容を含んだ博物館建設の構想があることを理由に、この施設とともに天産部の移管もあわせて回答した。

しかし、教育博物館側では、天産部の受入れ態勢の未成熟を訴えたこともあり、最終的には大正6年(1917)3月、施設のための譲渡となり、天産部の移管の協議は今後も引き継がれることとなった。この、天産部の移管に関しては、帝室博物館側から提案したことに対して、大正6年(1917)1月の文部次官から宮内次官宛の「・右天産部御引受ニ就テハ相当ノ設備ヲ要シ従テ之ニ関スル経費予算ノ都合も有之候ヘハ今日直ニ相運ヒ兼ネ候儀ニ有之候・」との回答があったが、「国立科学博物館百年史」によれば、大正9年(1920)3月に至り、逆に文部省側から引取りを帝室博物館に交渉している。

関東大震災による天産部資料の移管

大正12年(1923)の関東大震災は、帝室博物館及び教育博物館の将来を決定付ける大きな出来事となった。

帝室博物館では、明治42年(1909)に完成した表慶館以外は使用が不可能になり、一方東京博物館では収蔵資料・標本のほとんどを失ったことが、大正14年(1925)、両館における重要な懸案事項であった帝室博物館の天産部関係の資料の譲渡が行われ、これに伴い天産課の廃止がなされるきっかけとなったのである。

さらに、上野公園および動物園が東京市に下賜されたことによって、帝室博物館はほぼ純粋な歴史美術の博物館としての性格を持ち、経理課・歴史課・美術課という体制となった。

昭和13年(1938)11月、戦時体制の中、関東大震災での被害を受けた施設は復興され新た

な期待の中で蘇るが、10年後には根本的な変革が訪れる。

敗戦による皇室財産の処理という課題を持ちつつ、昭和22年(1947)5月3日、日本国憲法の施行と共に、明治8年(1875)3月に内務省博覧会事務局に属して以来約70年以上を経て、久しぶりに教育行政を所管する文部省の機関として「国立博物館」は位置付けられた。

この国立博物館の再出発に当り、運営・方向性について多くの意見が提出され、運営形態については「財団法人化」「国営」「国立民営」が提案されている。

また、前文部大臣である安部能成は4万点ほど所蔵する考古資料を移管し、純粋な美術館としての方向性を唱えている。

結局は国立として出発したが、戦後の社会的荒廃を背景に社会全体から、これまでの帝室博物館のように国民から遊離した存在ではなく、社会教育的、文化的流れの担い手としての期待は大きく、また、博物館側もこれに応えるべく、刀剣、近代日本洋画、西洋美術名作、登呂遺跡などの各特別展、ペルシャ陶器など各分野の展覧会を始め多くの事業を開催している。

国立博物館官制の第1条に記された目的として、「国立博物館は、文部大臣の所轄とし、美術品及び歴史資料を収集保存して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連する調査、研究及び事業を行う所とする。」とし、さらに第5条で「奈良分館を置くこと」、第6条で「附属美術研究所を置くこと」が明記されている。

また、従来文部省で行われていた国宝、重要美術品など調査、保存修理に関する調査については、文部省から博物館に担当職員を異動させたことに伴い、事務処理を除く実務に関しては博物館で行うとした。

東京国立博物館と文化財保護法

このような中、昭和25年(1950)「文化財保護法」が制定され、文化財保護行政を所管する行政委員会として文部省の外局に「文化財保護

委員会」が設置され、付属機関として国立博物館及び研究所などが置かれることとなった。

文化財保護法第20条で「委員会の附属機関として、文化財専門審議会、国立博物館、研究所を置く。」、同第22条で「国立博物館は、有形文化財を収集し、保管して公衆の供覧に供し、併せてこれに関連する事業を行う。」とされ、これに伴う組織改正により、昭和27年(1952)、東京国立博物館と改称されるのである。

5 国立科学博物館の歴史

次に、「国立科学博物館百年史」(国立科学博物館 昭和52年(1977))により、同館の変遷について見ることにする。

博覧会事務局からの分離

先に触れたとおり、博覧会事務局への博物館などの吸収に対して、明治6年(1873)5月8日、岩倉具視の欧米視察に同行し帰国したばかりの文部省田中不二麿は、実物標本をとおして教育する博物館施設の必要性を訴え、「文部省における博物館、書籍館を所管する主旨は、生徒を教育するためばかりか、一般国民の知識を深める上でも必要であり、博覧会のための施設とは、根本的に異なるものであるので、再検討して欲しい」「収集した物品や書籍などはこのたび全て博覧会事務局に引き渡すが、合併の館の名称消滅は取り消して欲しい」などと数度にわたる上申が行われた。一方、6月5日及び同28日には博覧会事務局の町田久成が太政官に対して、上野公園内の寛永寺跡地に大博物館などを建設することを建議、さらに明治7年(1874)1月13日、太政大臣三条実美宛4回目の上申では「生徒の実地経験のため、博物館が無ければ授業に支障をきたす」と繰り返された結果、文部卿木戸孝允による太政官大臣三条実美への上申などにより、ついに明治8年(1875)2月9日、太政官達により「文部省博物館、博物局小石川薬園、書籍館の合併は取り止め」と発せられた。しかし、先の田中不二麿

の上申にもあったとおり「…ただし、両館が収集した資料・書籍は博覧会事務局へ引きす」こととなり、名前だけの博物館とされたのである。

ここにおいて、今日の東京国立博物館と国立科学博物館への方向性は、前者においては町田久成、田中芳雄、後者においては田中不二麿の影響下で進行することとなった。

また、前者は敗戦により文部省管轄になるまで久しく他の省に属し、後者はこの後一貫して文部省の下での立場を継続するのである。

博物館、小石川薬園、書籍館は湯島の昌平館に移転したが、書籍館は隣接する旧大正殿を使用した。

当時の職員構成を見ると、博物館系の職員はほとんど居らず、書籍館と3月22日に薬園から改称した植物園主体であることがわかる。

東京博物館

文部省に移った博物館は明治8年(1875)4月6日、博物館書籍館長島山義成が「文部省博物館、文部省書籍館」という名称をそれぞれ用いたいと上申したが、2日後の8日、「東京博物館」「東京書籍館」と改称された。

博物館の存立基盤とも言うべき資料をほとんど所蔵しない博物館として出発したが、文部省からの交付、寄贈、購入、採集によって増加していった。文部省は各府県に対して各地における標本類を上納することを命じたことにより、明治8年(1875)～9年(1876)にかけて合計13,988点となった。その内訳は、教授用諸器、理化学用機器、医学用機械などの学校用器、動物、植物、金石、美術、書籍である。

教育博物館

明治8年(1875)5月、澳国万国博覧会に参加した佐野常民は、「博物館の存在意義は、人に対して視覚によって知識、技術を教えることであり、直接に見ることで人の心に大きな影響を与える」と述べ、明治13年(1880)までに博物館を建設するよう訴えた。また、明治9年(1876)3月、田中不二麿は、太政大臣三条実

美に、上野の文部省用地に「学術博物場」建設の許可をもとめたことから、明治10年（1877）1月に現在の東京芸術大学の場所に一部竣工され、名称を「教育博物館」と改称した。

明治9年（1876）4月から文部大輔田中不二麿は、米国の独立百年記念万国博覧会出席のため渡米していたが、同10年（1877）1月8日に帰国し、同月26日田中は、右大臣岩倉具視へ「教育博物館」と称することを以下のように届け出た。

學第百廿一号

東京博物館改稱之儀御届

當省所轄東京博物館之儀ハ曾テ具陳候通專ラ
教育上要用ナル物品ノミ蒐備候儀ニ付今般教育博物館ト改稱候條此旨御届申候也

明治十年一月廿六日

文部大輔 田中 不二麿

右大臣 岩倉 具視 殿

このような急な改称の要請の背景として、明治維新後、諸外国に対抗してゆく「富国強兵」、産業の近代化の基盤として、「文明開化」には国民の知的向上が不可欠であり、このためには学校教育の充実が必要であり、さらにこれを推進するための教材・学校模型・標本・通信簿など学校に関係するありとあらゆる資料・標本を収集・研究・公開する施設が必要とされた。

また、これまでの「東京博物館」という名称では一般的な博物館として見られ、「学校教育のための博物館」という意図が見られなく、また、田中が今回の渡米により「教育博物館」をつぶさに調査したことが、帰国後早急な改称に向かわせたのである。

そしてこの年明治10年（1877）が、国立科学博物館の誕生の年とされている。

これに引き続き、2月から3月にかけての上申などにより、上野公園内に移ることとなり、さらに、教育全般に関する資料収集を教育博物館で行うため、公私を問わず、納付・寄託・売

却するよう全国府県に通達した。

教育博物館の展示は、1階は上記通達により収集された学校建築模型、椅子、理化学機器など学校で使用する資料を、2階はこれまでに収集されていた植物、動物、鉱物などの博物標本の展示という構成で、これらの展示資料は米国の万国博覧会から持ち帰った教育用具、東京博物館時代に収集した各種資料、そして、先の通達で全国から収集されたものであった。

8月18日、文部大輔田中不二麿の出席を得て、東京大学理学部教授矢田部良吉館長、手島精一館長補の体制で開館式を挙行し、翌19日から一般公開を開始したのである。

手島精一は、明治3年（1870）に渡米し当地の大学に入学し、岩倉具視の一行に通訳として全国を視察した。その後、英国から明治7年（1874）に帰国後東京開成学校に勤務、米国の独立百年記念万国博覧会に田中不二麿に随行後、教育博物館に赴任したのである。

明治11年（1878）2月、パリ万博に文部大書記官九鬼隆一に随行した折、途中で別行動をとった際に九鬼宛に贈った書簡に、手島の描く博物館像が垣間見られる。

その概要は、「世の中にあるのは美術、古物、博物学、医学などの各専門分野の博物館であり、その陳列品は高尚ではあるが専門家の利益にしかかかっていない。教育博物館はこれと異なり、各種の学問の基礎である家庭教育や学校教育に関する様々な物品を展示するところであり、高尚さには欠けるがその影響は広く一般人民に及ぶものである。…」

東京教育博物館

地方にも「教育博物館」と同種の施設が設立されるようになったことに伴い、区別するために明治14年（1881）7月18日、「東京」を付して「東京教育博物館」としたい旨の上申が文部卿福岡孝弟から太政大臣三条実美に行われ同年8月6日付で裁可された。

収蔵資料の充実に向けた標本などの収集活動

は、明治10年(1877)においてはパリ万国博覧会への出品のためなどであるが、明治16年(1883)から一層積極的に行われるようになり、特に同17(1884)・18年(1885)は最盛期であった。

これは、明治14年(1881)からは小学校で標本の利用による教育の充実が指示され、この需要が増大したにもかかわらず、供給する民間業者が存在していなかったことから、これらの標本調整を行わざるを得ないという状況となったことによるのである。

このことは館としての業務を十分に行うための時間、経費を費やすことから、明治16年(1883)の年報には、理化学機器の斡旋件数に劣らないほど標本払下げの要望があることから、博物館の労苦を減少させるために民間業者の教育を準備していることが記されている。

また、同18年(1885)、文部省は全国の諸学校への標本交付を中止したにもかかわらず、その後には直接の依頼が来ることとなり、件数が減少することはなかった。

東京教育博物館のこのときの主たる役割として、上記したような標本の調整と払下げ、そして理化学機器の斡旋が上げられる。

明治13年(1880)～16年(1883)までに全国の学校に斡旋した主なものを見ると、動物標本71組、昆虫採集用具100組、木材標本143組、植物花実模型206組、金石標本253組などである。

このことは、明治12年(1879)改定の「教育博物館規則」第7条に「動物の剥製及び骨格又は植物・金石の標本、その他教育上有益と認められるものについては製作し教育家の参考とし、購入したいという方がいれば払い下げるなどの対応を行うこと」と明記されており、博物館の重要な役割としてあったのである。

また、全国の小学校などへの理化学機器の斡旋についても、大きな役割を果たしてきている。

明治5年(1872)の学制発布に伴い単に話し

て教えるという手法から、実験器具などを使用した学習方法が有効であるという考え方が強くなった。

このことから、教材や教具として理化学機器を製作し全国の学校へ配布するという使命を与えられることとなった。明治11年(1878)10月、全国の学校に対して、「東京に居住する長田銀造という人は、外国製品に劣らないものを製作するので、購入希望がある学校は、教育博物館に連絡すれば斡旋する」という通知を行っている。

その結果、明治13年(1880)～18年(1885)の間に全国に斡旋した小学校用物理機械は1,189組、同化学機械は1,471組に及んでいる。

明治18年(1885)、太政官制度の廃止により内閣制度の施行が行われ学校制度の改革が行われる一方で、社会教育施設への逆風は強く、翌明治19年(1886)、東京図書館、東京教育博物館の会計などの事務の本省への移管が行われ、独立機関としての立場の喪失、総務局の所属、館長の廃止などが行われ、手島は主幹として統括することとなった。

また、理化学機器や標本類などの斡旋は、学校教育が次第に充実して行く中でその役割を終えようとしていた。

明治21年(1888)1月、文部省は「列品淘汰の訓令」により、扱うべき資料から理化学標本、博物標本は除外され、幼児教育、教授用機械、学校建物のモデル・図面、生徒の成績類など教育上の諸資料に限定され、除外された資料は帝国博物館天産部へ移管されることとなった。

このような博物館の存続の危機的状況の中で、手島は報道機関などへの様々な働きかけや建議を行い、東京教育博物館は文部省の直轄であるべきことを訴えた。

高等師範学校附属東京教育博物館

明治22年(1889)7月、高等師範学校附属東京教育博物館とし、同校の接続地(湯島聖堂)に移して、普通教育に関する資料を展示する旨

の官報が告示された。

明治30年（1897）10月、「師範教育令」の公布により「高等師範学校は師範学校、尋常中学校、高等女学校などの教員を養成する」とされたが、これに伴い様々な規程などの整備が行われ、その一環として明治32年（1899）4月、「附属東京教育博物館規則」の制定が行われた。

この規則の第1条では「内外の教育関係資料及び図書を収集・展示し教育の普及・改善に資する」、同2条では展示すべき資料として、「列品淘汰の訓令」で上げられた資料に「学事統計規則類」が付加されているのみであり、学校教育のための博物館という性格を明確にしている。学校長であった加納治五郎は、教育博物館の現状に満足していなかったが、明治39年（1906）1月、当時は若年であった棚橋源太郎を主事に抜擢した。

棚橋は、当初「教育博物館は教育改善のため、教育者の知識を深めることを唯一の目的とする。」という考え方であった。

しかし、明治42年、（1909）「教育博物館の調査」のためドイツ及び米国へ留学し、帰国後は、「博物館は民衆教育のためにある」という考え方に变化し、当時浮上してきた通俗教育の動きを促進させるものであった。

この通俗教育に関しての主な事項としては、明治44年（1911）「通俗教育調査委員会官制」が公布され、同年8月通俗教育委員会が、附属東京教育博物館に通俗教育に関する施設の附設を決議したことにより、文部省は、明治45年（1912）3月東京高等師範学校長に通俗教育に関する展示及び講演などを行うことができる施設の設置を要請した。

これをうけ大正元年（1912）11月、棚橋が命名した「通俗教育館」を一般公開することになり、大衆教育のための「展示、図書館における読書と調査、講演会開催」という、今日の社会教育施設の三本柱である博物館、図書館、公民館の各機能の原型を持つ施設が誕生したので

ある。

このことに伴い、「東京教育博物館規則」「教育図書閲覧所規程」の一部改正が明治45年（1912）6月に行われた。

第2条における展示資料については先に述べた列品淘汰によるものを含め、「学校建築（幼稚園・学校の模型・写真・設計図など）」「校具（机・椅子・黒板・身体検査器など）」「教具（教科書・掛図・地図・地質地理歴史用標本器械及び模型・物理化学器械薬品及び材料・体操用具・楽器など）」「学用品（筆・墨・絵具・ノート）」「生徒成績品（図画工作の作品・各学科の成績表）」「家庭教育及び社会教育参考品（玩具育児用品・育児室の模型写真など）」「学事統計規則類（幼稚園学校規則・学資、幼稚園学校会計関係諸表など）」「通俗教育用品（通俗教育関係の器械、模型、絵画、写真など）」8種類に区分されており、このうち、学用品、家庭教育及び社会教育参考品、通俗教育用品が新たに追加されたものである。

通俗教育館は、従来の教育博物館の概念にとられない大衆を教育するために斬新な方法がとられていたが、内容的に整備されたのは大正12年（1923）のことであり、この年4月、報道関係者、議員、教育家、役人、実業家などを招待し、当時としては画期的なことである、顕微鏡12台を利用した微生物などの観察を取り入れた特別企画を開催し、一段と評価を得ることとなった。

また、大正3年（1914）「東京大正博覧会」が上野公園を使用し開催されたが、その折に帝室博物館敷地内に建設され使用された「教育学芸館」では、「帝国劇場の模型、写真器械、楽器、医療機械、成績表、イルミネーションなど」の展示が行われたが、通俗教育館の展示にもふさわしい物品が多く展示されていたことから、関連する資料の一部について寄贈を受け展示をおこなうこととなり、収蔵・展示される資料に関して増加・充実することとなった。

このような通俗教育館の充実が当時の行政改革の波も加わり、さらに棚橋の東京教育博物館の発展は師範学校附属ではなしえないという考えもあり、大正3年(1914)6月、文部省普通学務局が「東京教育博物館」を所管することとされた。

師範学校付属からの分離

博物館としての体制が整備され、資料も増加するにつれ、施設の狭隘化が切迫した問題となってきた。

先にも帝室博物館の部分で触れたとおり、このため、宮内省に対して文部省は、東京帝室博物館内の教育学芸館の交付についての依頼を行い、大正6年(1917)3月、帝室博物館からの引渡しを受けた。しかし、当初、帝室博物館は天産部関係の資料も文部省に移管したいという方針もあったことから、建物の交付に併せて当該資料の移管も協議されたが、文部省側は後日改めて協議したい旨の回答で、天産部資料の取り扱いの結論は先送りされることとなった。

同年11月、新展示館の開館記念を兼ねて「大戦と科学展覧会」が開催され、第1次世界大戦で使用された各種兵器、捕獲品、写真などが展示されたが、以降、「食物衛生経済」「天然痘予防」「废物利用」「家事科学」「災害防止」「生活改善」「時」「鉱物文明」「児童衛生」などの身近な、一般国民が興味を抱くような各展覧会が開催され公表を博している。

大正7(1918)～8年(1919)に開催された第41回帝国議会において、「帝国博物館完成ニ関スル建議案」「国立博物館建設ニ関スル建議案」が上程され、これらは委員会における審議の上双方とも修正の上可決されている。

前者は、帝室博物館を文部省に移管し中央博物館として充実させ、各地方都市に歴史・民俗・動植物を中心とした自然史の分館を設置しようとするもので、後者は、社会教育・殖産奨励のための自然史・理工系主体の博物館の必要性を提案したものである。

また、大正9(1920)～10年(1921)にかけての第44回帝国議会では、「科学知識普及ニ関スル建議案」が鈴木錠蔵により提案され「科学知識普及のため科学博物館の設置、講演会や展示などの開催を唱え可決され、科学博物館建設の機運が高揚。

大正9年(1920)3月8日、宮内省は教育学芸館移管の折に継続協議となっていた帝室博物館天産部列品を文部省に移管する件について、改めて申し入れてきた。また、同時に、「引渡しに应じるのであれば、東京教育博物館の拡張計画に当り必要な敷地として、帝室博物館用地及びその前面の一定の地域を除いた上野公園全てを引き渡しても良い。」という内容もあったことから、文部省側は拡張計画の推進にも合致することから引渡しに应じる協議を開始した。

東京博物館

社会教育を重視するこのような状況下の大正10年(1921)6月24日、東京教育博物館は再び「東京博物館」へと改称され、棚橋源太郎が引き続き館長に就任した。

これまでの学校教育のための博物館から、社会教育のための博物館となり、さらに対象分野も「自然科学とその応用に関して社会教育上必要な物品を収集・展示する」とされ、科学的な方向性が強調されたのである。

発展的に進行していた大正12年(1923)9月1日、関東大震災が発生し、帝室博物館にあっては表慶館を除き展示場が破壊され、また、東京博物館にあっては収蔵資料が壊滅状況となった。

この災害が契機に、長年の懸案であった帝室博物館所管の天産部関係の動物・植物・地学・化石などの自然史資料の移管が、大正13(1924)～15年(1926)当初にかけて行われ、解決されることとなった。

自然史系資料に関しては帝室博物館からの移管により充足できたが、理工学関係の資料の収集については大震災関係の資料収集を行うとい

うことがまず行われた。大正13年（1924）及び14年（1925）に収集されたおもな資料を見ると、「ポンプ切断模型、畜力除草機模型、積算電力計、練習用飛行機、アルミニウム製品模型、タングステン製造原鉱標本、万年鉛筆製作順序標品、12 糧半投弾、12 糧爆弾、航空機用把握式軽機銃、アイロン切断標品、水晶細工標品、南部鉄瓶見本、陶磁器製造順序標本並びに製品見本など」であり、東京博物館の今後の方向性にのった、工芸館、工業館的な収集資料となっている。

時を同じく大正13年（1924）12月、科学博物館としての今後に向け指導してきた柵橋は、行政改革の一環としての東京博物館の館長専任制廃止に伴い、退官することとなった。

柵橋の後任には、文部省督学官秋保安治が館長を兼務することとなった。秋保は大正14年（1925）の「東京博物館一覧」の中で、「多額の経費を掛けて復興を行おうとしている今日、企画展のような展示会は行うべきではなく、常設の科学博物館としての方向に向かうことが喫緊の課題である」と述べている。

東京科学博物館

昭和6年（1931）2月2日、東京科学博物館と改称され、同年3月現在の上野への移転が完了し、同年7月、「東京科学博物館経営の方針」を明らかにした。

その概要は、「従来の我が国の博物館の型を破り、観客本位の経営に努め、展示品の解説も行い、玄関には案内係、実験係において来館者の求めに応じ、開館時間も季節によって延長し、年末年始を除き開館し、何度も来館する方を対象に割引定期券の発行や、教育に配慮した割引回数券を発行し、学校団体の来館については必要な機械・標本及び講義室の使用を許可し、適宜講演会や映画会を開催して知識の普及に努め、…」とあり、かつての教育・普及型博物館としての役割をうかがうことができ、今日の国立科学博物館にその精神を見ることができる。

同年6月10日の勅令による東京科学博物館官制の第1条においても「東京科学博物館ハ文部大臣ノ管理ニ属シ自然科学及び其ノ応用ニ関シ社会教育上必要ナル物品ヲ蒐集陳列シテ公衆ノ観覧ニ供スル所トス」と規定され、東京博物館の役割と同様であることがわかる。

この年の組織図を見ると、館長の下での学芸部の中に理工学、地学、動物学、植物学、教育、陳列工作、工業の計7部が含まれているが、工業部への職員配属は未定となっている。

また、翌7年（1932）6月の修正組織図では、学芸部は理工学・動物学・植物学・地学・工業・図書館の5部1館で構成され、教育部は単独で学芸部と同格の部として館長の下に位置付けられている。

さらに、開館における展示及びこれらの組織整備を基に、教育普及関係の「植物採集会」「昆虫の採集と観察会」などの様々な行事が開催されている。植物採集会は昭和7（1932）～18年（1933）の間に計75回、動物（昆虫・蝶など）採集会は昭和8（1933）～15年（1940）の間に32回、地学見学旅行は昭和8（1933）～19年（1944）の間に43回、理工学部見学会は昭和12（1937）～16年（1941）の間に主に首都圏の工場・研究所・試験場などへ29回にも及んでいる。

昭和13年（1938）4月8日、日華事変の拡大の中、3代館長として文部省社会教育官水野常吉が就任した。水野の科学博物館に対する考え方は、「科学博物館の役割は一般国民の科学研究並びに社会教育の機関であり、科学知識の普及及び発明工夫改良の示唆を与える最良の方法である。」であった。

この方針に基づいて、家庭に様々な科学的知識を普及させるために「家庭科学陳列室」を設置したり、「家庭科学講座」そして家庭生活に関係深い「映画会」などを開催したが、緊迫する時勢の中で、映画会の中に軍事色の強いものも上映せざるを得ない状況となっていた。

研究重視の博物館

昭和14年(1939)8月、東京大学教授坪井誠太郎が4代館長として就任した。

この年5月、ノモンハンにおいてソ連軍及びモンゴル軍との武力衝突に敗れた陸軍は、科学振興の重要性を認識し、博物館事業に興味を持っていた文部大臣陸軍大将荒木貞夫は、科学研究の確立を図るため、これまで社会教育施設であった東京科学博物館を、学術研究体制の枠組みに組み込むべく、坪井の就任を発令したのである。

坪井は昭和8年(1933)の雑誌『科学』掲載の論文の中で、「研究した標本などを展示し一般に公開することは、研究者側からは記述の不足を補うことにもなり、一般来館者の側からは学者の研究成果を理解するうえで有効なことである。また、資料を保管するというは、後日、新たな視点で観察することができ、学術の進歩の上から重要なことである。しかし、我が国には、東京科学博物館のように社会教育を目的とすると規定された教育博物館はあっても、研究目的の資料保管を行っている学術博物館は存在していない。」と述べており、坪井の館長就任は学術博物館としての役割を与えるために就任したと考えられ、昭和15年(1940)11月9日、官制が改正され、設置目的が、社会教育機関であると共に、学術研究機関であると明記されることとなった。

学術研究博物館としての出発は、ある意味では各分野の優秀な人材の採用にも繋がり、さらに、館内における学術の進展にも寄与することとなった。

しかし、坪井の意思とは別に、築かれた学術的な発展は荒木の計画に合致し、日本軍の海外侵略の一環としての東南アジア、中国などの資源調査への参加という結果を招くこととなった。

昭和20年(1945)10月19日、館長代理で入院中であった佐竹義輔に、戦争中のための閉館を解き11月9日に再公開するようという旨の指示が出され、また、11月26日、坪井は

病気療養中に館長を辞職した。

坪井の退官に伴い、同日付で文部省科学教育局山崎匡輔が館長事務取扱となり、就任における全職員に向けた訓示の中で「勤務時間中の良心的行動の確立・入場者に対する親切なサービスの提供・館運営、諸事業刷新に向けて全職員の全知識の結集」を訴えた。

国立科学博物館

昭和24年(1949)5月、文部省設置法の公布に伴い東京科学博物館が廃止され、国立科学博物館が設置されることとなり、平成13年(2001)4月における独立行政法人化を経て今日に至るのである。

第2章 博物館法の制定と「社会教育」博物館

これまで、明治時代から敗戦に至るまでの今日の東京国立博物館及び国立科学博物館の変遷について概観してきた。

これらの中に、両博物館のあり方・役割の変遷、そしてその引き金となった背景などによる何回かの画期が見られる。また、戦後にも、今日の博物館を左右することとなった重要な画期として「博物館法」の制定、そしてこれに先立ち制定された「文化財保護法」の制定された時期が上げられる。この時期における帰結点が今日の博物館に与えている影響は大きく、今日の博物館を考える上で整理しなければならない重要な時期である。

1 社会教育法の制定

敗戦の社会的混乱状況の中で、新しい日本の建設へ向けた文化の高揚の必要性、社会的不安の解決、思想・言論・研究の自由の到来による知識向上の意欲の発生から、社会教育の振興が求められていた。『学制八十年史』文部省 昭和29年(1954)3月]

その中で、昭和22年(1947)3月、教育基本法及び学校教育法が制定されたが、教育基本

法第七条（社会教育）には、「家庭教育および勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校施設の利用その他適当な方法によって教育の実現に努めなければならない」と、極めて簡単に取り扱われていたに過ぎなかった。遅れて昭和24年（1949）6月に、社会教育法が制定されることによりその内容が定められることとなった。

社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）では、社会教育の定義を第二条において「前略・学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動・後略・」と定めた。また、第五条で「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において左の事務を行う。」とし、「公民館の設置・管理」「図書館・博物館その他社会教育に関する施設の設置及び管理」「講座、討論会・講習会・講演会・展示会等諸行事の開催・奨励」などを行うことを明記した。

また、社会教育関係団体、社会教育委員を規定し、更に社会教育施設の中で唯一公民館に関してはその詳細について定めたが、図書館、博物館に関しては、別の法律で定めるとしたのである。

2 文化財保護法の制定

博物館法制定の前年、昭和25年（1950）5月、文化財保護法が制定され文部省の外局として文化財保護委員会が置かれ、国立博物館、研究所を附属機関とされたのは先に述べたとおりである。

日本博物館協会は、戦後直後から、協会の専務理事にあった棚橋源太郎などの指導の下「博物館・動物園及び水族館等の教育的観覧施設に関する法令の制定」について調査委員会を設けるなどして、「博物館並に類似施設に関する法

律案要綱」「本邦博物館・動植物園及び水族館施設に関する方針案」を決議し、検討したその結果を文部省に上申してきた。

棚橋は、社会教育法に基き図書館法が準備されていることに比べ、博物館法の制定準備が博物館の持つ多様性により順調とはいえない状況となっていることから、博物館法の制定、そしてこの法律に影響を与えようとしている文化財保護法について、協会の「会報」などで多くの意見を述べている。

博物館法制定の困難な状況について「博物館として扱うべきものの中にも種々多様の別があり、規模経営についても官公立などの大博物館から、寺寶の陳列館、私人の蒐集品公開、歴史的人物の記念家屋などまでの差別があり、さらに動物園、植物園、水族館などのそれぞれ特殊な設備経営のものまでを含めると、すべてに通ずる法規の制定にはよほど綿密な考慮を要する。…」『会報 第四・五号』 社団法人日本博物館協会 昭和24年（1949）7・8月』と理解を示しているが、一方、「切りはなして考えることのできぬ密接な関連をもつものとして、文化財保護法の問題があります。…」『とくに博物館法との関係においてわれわれの注意をひくのは、国立博物館が文化財保護委員会の附属機関とされていることです。文部省の事務分掌のうち、博物館、動植物園、水族館、図書館、公民館等の社会教育施設に関する事務がすべて社会教育施設課の所管に統合された中に、ただ国立博物館のみが文化財保護課の所管とされた…』と批判的に指摘している。

そして、『会報 第六・七号』昭和25年（1950）2月』では、『文化財保護法案』の修正に関する意見書を掲載して、同法案の第二十条から二十二条までの削除を求めている。その理由の主なものを要約すると、

- ① 国立博物館を文化財保護委員会の附属機関とすることは、一国の博物館体系を破壊して博物館事業の発達を阻害する、博物館

の本質を理解しない暴挙である。

博物館が持つ主要任務は、一般公衆の社会教育、学徒の教養、学芸の研究にあり、国立博物館はこの一般的職能のほか、全国の博物館に対して建築、運営に関する助言、展観、研究用資料の収集援助、海外の関係機関との資料交換の媒介、収集品の譲渡・貸与職員の養成、雇用の斡旋など地方博物館の改善・発展に向けた支援という重要な任務を持っている。

② 附属としたのは、理論的ではなく、現在の国立博物館が、かつて文部省が行っていた国宝・重要美術品等に関する保存行政の機構・事務を引き継ぎ、博物館事業と一体化して行っていることから、この現状を継続させようとしている。

③ 博物館が行う保存事業と、文化財保護委員会が行う保存事業は意味が異なる。

委員会は国として保存すべき文化財は博物館を利用し保存させ、その状況を管理する立場であり、博物館は上野、奈良にだけあるのではなく、全ての博物館がそれぞれの範囲においてその役割を果たすものである。

また、文化財の公開は、その観覧教育の専門家である博物館に一任すべきである。

④ 文化財保護法の成立を希望するとともに、完全な博物館動植物園法（仮称）が早急に制定されることを切望する。

などであり、文化財保護法案修正の運動も国会両院への陳情など大々的に展開されていた。

また、昭和 25 年（1950）1 月 9 日、「関東北方博物館動植物園関係者大会」が国立科学博物館で開催され、国立科学博物館館長、東京大学農学部附属植物園長、東京都恩賜上野動物園長、地方博物館など 16 名の参加により陳情書を議決し、衆参両院、文部大臣、そして、連合国軍最高司令官への陳情を行っている。

これらの博物館総意（当然のことながら当事

者である東京国立博物館は不参加）の修正要求であったが、昭和 25 年（1950）4 月 30 日衆議院を通過し、文化財保護法は成立することとなったのである。

3 博物館法の制定

社会教育法に遅れること 3 年 9 ヶ月を經過し、博物館法は昭和 26 年（1951）12 月に制定された。

博物館の定義は、博物館法（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）第二条によると、「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関（……省略……）のうち、地方公共団体又は民法（…省略…）第三十四条の法人若しくは宗教法人が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。」と定義されている。

「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関（…省略…）のうち、…」とあるが、「この法律において「博物館」とは…」と記されていることは、他の法律による「博物館」の存在も認めており、広義の博物館のうちの特定の目的の博物館について規定していると見られる。そのため、平成 13 年（2004）の法一部改正の条文にもあるとおり、独立行政法人の設立した博物館も博物館法の対象とはなり得るが、独立行政法人通則法第二条第一項に規定された法人、すなわち国民生活などに確実に必要ではあるが

国が直接実施する必要がないものうち民間で確実に実施されない恐れがあり、個別法の定めにより設立されている法人である、「独立行政法人国立博物館法」に基く東京・奈良・京都・九州の各国立博物館、「独立行政法人国立科学博物館法」による国立科学博物館は博物館法の対象外とされているのである。

また、国立歴史民俗博物館、国立民族学博物館も広大かつ充実した展示施設をもっているが、何れも「国立大学法人法」による大学共同利用機関という研究機関であり、これらも同様適用外である。

このように、各国立博物館などについては明確な根拠法令は準備され、実態も博物館としての内容は維持できるが、宗教法人、民間企業、個人の博物館などにはしかるべき法令がなく、そのため博物館としての登録博物館あるいは相当施設という市民権を得るためには設立目的が社会教育法の趣旨と異なっている、博物館以外のものとを区別する表現である「・教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し・」を適用させ、狭義の博物館について定めた博物館法内に入らざるを得なかったのである。

昭和26年（1951）12月に制定された博物館法は、社会教育の充実が急務であった社会状況の中で、社会教育の地域における拠点的施設としての役割を果たさせる博物館の役割が優先され、地方公共団体、宗教団体、民間企業、個人などの設置・運営主体や、総合、歴史、自然、民俗、理工、動物、植物、水族館などの館種、そして各館の設立目的などの多様性・複雑性に対応できる、広義の博物館が果たすべき役割、あり方、体制などについての「博物館法」として規定されなかったのである。

この結果として、博物館法という博物館ではない博物館や、社会教育との直接的関係が薄い博物館法の博物館が混在する現状となったのである。

第3章 今日の博物館

1 変化する社会・博物館と博物館法

これまで、近代から戦後に至る我が国の博物館の基軸である「国立博物館」がどのような役割を果たしてきたのか、そして博物館法の制定により今日の「社会教育」博物館の役割が定められたことについての概観を述べてきた。

明治新政府による勸業政策推進、廃仏毀釈からの古文化財の保存から、近代日本を支えるための学校教育の充実への貢献、皇室財産の管理・公開、国内外の様々な美術品の公開・保存などにより様々な貢献を行い、それぞれの時期の役割を担ってきた。

博物館は、博物館の経営者、時の権力が、それぞれの状況の中で社会が何を求めているのか、社会に何を示す必要があるのかなどの分析の上、必要と思われるもの、求められるものを人々の眼前に提示することにより各時代における役割を果たし、状況の変化と共に博物館の役割の変更も行われてきたのである。

戦前の博物館が果たしてきたこれらの役割は、戦後となり今日の博物館法が制定され、当時の社会教育の充実という必要性からこの役割を与えられた。

多様な博物館のあるべき姿が集約されたものではないのである。

2 博物館数・入館者数の推移

社会教育法及び博物館法により社会教育の推進の枠組み、博物館の姿が提示され、戦後、各地方公共団体において、多くの博物館が建設されることとなった。また、宗教団体、民間企業などにおいても、寺社宝や企業関係者の各種コレクションの公開のための施設が設置されていた。

文部科学省生涯学習局、平成14年度社会教育調査中間報告によると、表1のとおり、登録博物館・相当施設・類似施設を合わせた博物館数を比較すると、昭和62年度は2,311館、平

成 8 年度 4,507 館、平成 14 年度 5,360 館であり、バブル経済の崩壊後ですら博物館数は相変わらず増加し、17 年前の 2 倍以上の数を示している。

表 1 博物館数の推移

	計	登録	相当	類似
昭和62年	2,311	513	224	1,574
平成 2 年	2,968	562	237	2,169
平成 5 年	3,704	619	242	2,843
平成 8 年	4,507	715	270	3,522
平成11年	5,109	769	279	4,064
平成14年	5,360	816	301	4,243

文部科学省生涯学習政策局調査企画課
「平成14年度社会教育調査中間報告」2003年を
基に作成

また、今日の博物館には、様々な設置者によるもの、様々な目的をもった「博物館」が多く、全国で 1,117 館ある登録及び相当施設の設置者は表 2 のとおりである。

その内社会教育法に基づいて、その拠点としての役割を担うべきとされる都道府県・市町村立などの博物館数は 607 館であり全体数の約 54% である。また、入館者の増加対策として教育的事業を積極的にを行い社会教育に寄与するこ

表 2 設置者別博物館数

() 内は登録博物館で内数

設置者	
国立	21 (-)
独立行政法人	10 (-)
都道府県	145 (126)
市 (区)	358 (218)
町	101 (82)
村	3 (3)
組合	1 (1)
民法第34条の法人	353 (292)
その他	125 (31)
計	1,117 (816)

文部科学省生涯学習政策局調査企画課
「平成14年度社会教育調査中間報告」2003年を
基に作成

とは歓迎されるべきであるが、社会教育施設としての事業展開を強いられる必要のないと考えられる民間企業の設立者、宗教法人等が収集したコレクションや、企業の生産工程を紹介する博物館等も多数存在しているのが実情である。

戦後の混乱期に対応すべく、社会教育施設の充実の一環として博物館法は制定されたが、その後約 50 年が経過し、当時とは当然社会状況、国民意識、経済状態、価値観など社会秩序全般にわたって大きく変化しているにもかかわらず、博物館法の一部改正はあっても、一層複雑性を増した様々な博物館の基本的事項、存在目的に関して一元化され継続されたままである。博物館入館者を見ると、表 3 のとおり、昭和 62 年度が 210,804 千人、平成 8 年度は 286,001 千人でピークとなり、平成 14 年度は 269,324 千人と減少傾向にはあるが、昭和 62 年度と比べると約 58,500 千人の増加を示している。

表 3 博物館入館者数の推移

(単位千人)

	計	登録	相当	類似
昭和62年	210,804			
平成 2 年	244,980			
平成 5 年	283,087			
平成 8 年	286,001			
平成11年	280,649			
平成14年	269,324	53,936	59,862	155,526

文部科学省生涯学習政策局調査企画課
「平成14年度社会教育調査中間報告」2003年を
基に作成

しかし、昭和 62 年度と平成 14 年度の 1 館当たりの入館者数を比較すると、昭和 62 年度では 91 千人であったのに比べ、平成 8 年度は 63 千人、さらに平成 14 年度は 50 千人であり、この間に 1 館当たりの入館者数は約 55% に減少している。博物館数は約 2.4 倍に増加したにもかかわらず、入館者数は約 1.2 倍の増加にとどまっている。市場の開発・育成を怠り、「造れば入るだろう」といった博物館建設が行われた

こと、そして博物館の必要性からではない、様々な理由から建設されたものも多い結果であろう。

一部の博物館を除き、今日の主たる博物館利用者層は高齢者であり、高校生～青年の利用者が極めて少ないことは全国共通の傾向である。博物館数の増加に比べ利用者数が微増であるということは、現状の博物館の利用者数・利用者層がこれらの世代にほぼ固定されていることも推測され、各年代層に興味をもたれるあり方の検討が必要である。

老若男女を問わない博物館利用者となるべき人々が、博物館をどのようなものと理解しているのか、また期待をしようという対象として博物館はあるのか、期待するとすれば何を求めているのか、さらに、これらを基に何をもちて博物館は貢献すべきなのかなどの市場調査をもとに方向性を明確にし、計画的に実施することが必要である。この欠落が、今日全国の博物館が抱える共通の課題である「入館者減」のひとつの原因となっていると思われる。

第4章 今日の博物館への提言

今日の博物館に関する課題は多いが、ここではその一部について考えてみることにする。

1 博物館の登録博物館の再検討

特に、我が国の博物館の具体的役割・在り方に関しての統一的な見解が存在しないことは、これまでの博物館の歴史を振り返ると理解されることである。

はじめにも触れたとおり、国・県市町村・民間・宗教法人などの設置者により、また、研究機関、社会教育施設、個人コレクションの公開施設、企業・技術のPR施設などの設置目的の相異などにより、永続的な、すべての博物館を視野にいた理想像は存在しない。

博物館に課せられた役割は、各館の使命のもと、いかに社会状況を的確に把握し、収蔵している資料・施設を活用し、博物館及び利用者が

企画した展覧会や行事などを、有する施設を基礎に実施し、各博物館が対象とする多様な利用者の目的達成に貢献していくことである。

かつては、博物館一般は、展示を見せるところという場所であったが、今日の特に公立博物館では、展示及び関連事業をはじめ、多様な社会教育活動に関する様々な利用形態に対応すべき場として考えるべきであろう。

すでに、「博物館には、一個人を記念したり、研究を主目的としたり、単なる展示のみをおこなって観せる、ギャラリー的なものもあつたりして、その主目的が主体ごとに異なり、千差万別であることに気づくのである。にもかかわらず、これらを一括して、すべて博物館よばわりして恥じないこと自体、現代社会において博物館が果たすべき役割を、忘れ去る傾向にあるためではなかろうかと疑われるのである。」『加藤有次「博物館学序論」昭和52年（1977）』というように、博物館の混沌状況を危惧していた。

この事実認識に関しては全くそのとおりであると考え、現代社会において果たすべき役割について、多様な博物館が存在する今日、これに対応して多様性を認めるべきではないだろうか。例示された博物館の「千差万別」を認め、一括して博物館呼ばわりするのではなく、それぞれの個性を持った博物館として認めるべきと考える。

今日あるいは少し前までの博物館は、博物館法にのみ規定されていることから、様々な役割を持った博物館であっても、博物館としての認知を得るために「登録博物館」「相当施設」を求めた。

博物館には、博物館法で定める社会教育施設としての博物館のほか、様々な使命・設立目的をもった博物館の存在が認められるべきである。

様々な個性をもった博物館は、その意味では、社会教育施設としての役割を果たすことに苦勞をされており、それぞれが持つ独特の役割を公然化できないという問題を抱えているのである。

博物館法において博物館の役割が社会教育に限定されていることが、様々な個性を持った博物館の役割を明確にすることを妨げているし、さらに、各博物館の様々な個性・役割に基づいた分業（博物館ネットワーク）の構築に支障となっている。

博物館のあり方・使命のひとつである今日の博物館法という博物館あるいは博物館法は、社会教育博物館、社会教育博物館法などと、性格を明確にした名称としたほうが適当かも知れない。

すべての博物館を今日のように現在の博物館法に集約するのではなく、様々な博物館の個性を発揮するための新たな枠組が検討されるべきである。

2 各博物館の連携強化（博物館ネットワーク、博物館地域ネットワーク）

かつて、博物館が全国都道府県、市町村に乱立している問題に関して述べたことがあるが『筆者「学芸員の今日的課題－小考－」千葉経済大学学芸員課程紀要創刊号 1995』、現在の行政区画は、それぞれに異なる文化、産業、伝統、植生、歴史、生物分布、気候、環境に基づいてはいない。歴史性が全く反映していないとは言えないにしろ、隣接する市町村において前述の事項が異なることはほとんど無いと言っても過言ではない。

極論すると、隣接する市町村に同じような環境復元のジオラマ、似たような考古資料、同じ動植物が展示されることも少なくない。

このような形で、果たして各市町村に博物館は必要なのであろうか。それぞれの自治体が、自らの特性を表現すること、近隣自治体と展示等博物館機能の役割分担を行うことが必要なのである。今日の博物館の増加によるこれまでの成果は全く否定するものではないが、現状の各博物館の無計画な乱立状況から、それぞれの地域性・特性を生かした有機的關係による共存を考える必要がある。

現状のあり方では今日の行財政改革の波に飲み込まれるだけであり、また、今日の厳しい社会状況でなくとも、利用者にとっての博物館の有効なあり方に関しては継続的に検討されるべきである。

それぞれの博物館の特性を生かしたネットワークによる相互補完・連携－強化－共生が必要なのであり、市民・県民も求めていることである。

その具体的事業などに関しては今後の別稿に譲るが、共同企画による企画展・講演会などの開催、巡回展、資料の相互利用の推進、学芸員の連携・補完、共同研究など、考えられることは多い。

3 世代別展示

博物館で展示などを行う場合、解説文などの作成に際してひとつの重要な検討事項として「誰に向けて」表現するかということがあげられる。

この時話題となるのは、対象年齢の最低となる学年が、学校でどこまでの用語、漢字を学習しているかである。

多くの博物館では、原則は検討し定めながらも習った漢字、用語のみで解説文を作成している例はほとんどないと思われる。

現実的にも、小学生高学年、あるいは中学生から、高度な知識を持った博物館利用者の最も多い年齢層である60歳代までを満足させる表現は極めて困難なことである。

東京国立博物館では、近年夏の特別展観に併せ、別会場で小中学生を対象とした「こどもミュージアム」を開催している。特別展観で展示している資料、関連資料の模写・模造を使用し、きわめて判りやすい表現やワークショップを行っている。

また、昨年10月に開館した九州国立博物館では、無料ゾーンに子どもたちが大人とともにアジア各地の文化を体験できる「あじっば」というコーナーを設置し、子供たちも楽しく過ごし、学べる空間としている。

あらゆる展示を、子どもから大人、そして専門家にまで等しく満足させる展示の実現は極めて困難であり、このような試みは今日抱える限界性に対するひとつの新たな方向性であろう。

また、すべての博物館が、すべての企画展示などを、あらゆる世代を対象に行うべきなのだろうか。先に述べた博物館の多様性にも関連するが、子どもを拒否するものではないが、大人を主な対象とする博物館の存在も認められるべきであり、さらに東京国立博物館のように大人向け展示室と子ども向け展示室を同時に展開できない施設では、対象を明確にした企画展示を別途開催することも考えられるだろう。このことは、すでに講演会などの事業ではすでに行われていることである。

4 博物館の多目的利用 一大韓民国国立中央博物館の例から一

2005年10月、隣国の大韓民国に、敷地面積307,227㎡、建築面積45,438㎡、延べ面積134,270㎡という壮大な新しい国立中央博物館がオープンした。

開館後、未だ実見してはいないが、準備段階の紹介パンフレット『「国立中央博物館（日本語版）」文化観光部国立中央博物館建立推進企画団』によると概要は以下のとおりである。（計画段階の資料のため、開館後に多少の変更がある。）

施設の内容は、館内には予備室を含め約16,000㎡の常設展示室（考古・歴史・美術・アジア・寄贈の各館）のほか、1,842㎡の企画展示室に加え、さらに前述した体験・参加を通じて自然に展示を理解させるよう誘導する子ども博物館が1,882㎡、インターネットによる情報検索ができる1,553㎡の図書室、1,448㎡、851席の大劇場、休息を提供するカフェテリアなどが設置されている。また屋外には国宝級の石造物を展示する野外展示場、野外散策を楽しむことができる公園などが配置されている。

当館の役割として、「遺物を収集、保管、調

査する研究空間」「展示の拡大と展示物の多様化による、豊かな文化空間」「学習機能を高め一般人への開放を目的とした学習空間」を掲げている。

また、韓国の文化と歴史を学び、想像力を育てる文化空間として、韓国伝統文化の代表的殿堂を目指すとし、「韓国文化を体系的に展示した伝統教育の場」「子どもと大人、家族が一緒になって楽しみ、学ぶことができる生涯教育の場」「家族みんなで休息を楽しめる余暇の場」「展示のみにとどまらず、大型音楽会の開催を可能にした、総合文化複合機関」と位置づけている。

また、わが国とは、地方博物館の整備などの点で博物館政策が異なる国情ではあるが、中央博物館を頂点として全国に11館配置されている国立博物館でも、子ども向けの社会教育事業展開に向けた施設が積極的に建設されているのを見ることができる。（国立光州博物館）

このように、大韓民国国立中央博物館は、わが国の博物館の館種でいうと歴史博物館、美術館、野外博物館（美術館）であるばかりでなく、公会堂、公園などとして存在しており、利用者にとっての関心である観覧、鑑賞、休息、レジャーなど多くのことについての満足が得られる場所であり、さらに機関としての内容は、研究機関、社会教育施設、観光施設などとしてある。

今日の我が国の博物館に求められていることは、特別な展示資料を見せたり個々の講演会への参加を促すことではない。個人から家族・友人などの複数の人々への満足感、個人にあっても複数の分野での満足感を得られる場所としてのあり方が課題であろう。

その意味で、上述した大韓民国国立中央博物館のあり方は注目されるべきであろう。

まとめ

これまで、今日の東京国立博物館、国立科学博物館の変遷・歴史を見ながら、博物館が国や

社会の動向にいかん影響を受けてきたのか、そして、戦後の博物館法が社会教育施設という一面から制定され、このことが今日の多様な博物館を平坦化させており、さらに制定されてから約 55 年が経過し社会秩序、価値観の変化にもかかわらず、これらの変化への新たな対応がなされていないことを述べた。

今後の博物館が、いかなる方向に向かうのかを考えるためには、何度か述べられているこれらのことではあるが、改めて我が国の博物館が果たしてきた役割を見つめ直すことが必要と考えたからである。

まとめとして、多様な博物館の個性を発揮させるための新たな枠組みの必要性と、乱立する多くの特に公立博物館の特性の創出とそれに基づく有機的な博物館ネットワークの必要性、さらに、今日の博物館利用者の多目的な利用という要求に応えられる博物館を、利用者とともに築くことに触れた。

今日では「指定管理者制度」と博物館の問題など数多くの重要課題が存在しているが、それらについても一部しか触れられなかったし、解決の具体的方向性についても十分に述べることはできなかった。これらの課題に継続して関わるための自らへの課題としておきたい。

なお、国立歴史民俗博物館黒沢崇、江原香、当館林浩二、島立理子の各氏に御指導、御協力

をいただいた。末筆ではありますが記して感謝申し上げます。

今回引用・参照させていただいた文献、資料は文中にもできるだけ記載したが、以下のとおりである。

社団法人日本博物館協会「会報 第四・五号」昭和 24 年 (1949)

社団法人日本博物館協会「会報 第六・七号」昭和 25 年 (1950)

文部省「学制八十年史」昭和 29 年 (1954)

東京国立博物館「東京国立博物館百年史」昭和 48 年 (1973)

国立科学博物館「国立科学博物館百年史」昭和 52 年 (1978)

加藤有次「博物館学序論」雄山閣 昭和 52 年 (1978)

椎名仙卓「日本博物館発達史」雄山閣 昭和 63 年 (1988)

文部科学省生涯学習政策局調査企画課「平成 14 年度社会教育調査中間報告」(2003)

大韓民国・文化観光部国立中央博物館建立推進企画団「国立中央博物館 (日本語版)」発行年不明

財団法人日本博物館協会「日本の博物館の現状と課題」(博物館白書平成 17 年度版) (2005)